

長 建 協 発 第 **334** 号
平成 2 5 年 1 0 月 **1 6** 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

国有財産の取得等に関する架空話に対する注意について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国家公務員宿舎の削減計画に基づく宿舎跡地の不動産市場への大量供給等を背景に、国有財産の売買や解体工事に関して特別の関係があるような口調で架空の話を持ちかけられる事例が多発しています。

未利用国有地を一般競争入札によらず、個人や特定の民間企業に直接随意契約で売り払うことはないため、このような話が合った場合は、その国有地を管理する財務局・財務事務所・出張所へ照会・確認いただくとともに、最寄りの警察署へ相談いただくよう、福岡財務支局長崎財務事務所長より別添のとおり連絡がまわっておりますので、お知らせ申し上げます。